フランスの宅地建物取引関係法令等の紹介（1）

調査・研究部　河井 睦朗

我が国ではこれまで紹介される機会が少なかったと思われるフランスの宅地建物取引業関係法令等を紹介する。

訳出にあたっては、原文を尊重しつつ、我が国の制度との対照を念頭において、適宜言葉を補った。

原文はフランス政府が運用している法令・判例に関する総合的なサイトであるhttp://www.legifrance.gouv.frによった。内容の解説としては、Jean-Marie MOYSE, Guy AMOYEL; Agent Immobilier 13ème édition, 2006, Paris（「不動産業者」13版）によった。また、訳語の選択に関して山口俊夫編「フランス法辞典」東京大学出版会を参考とした。

第１部　フランスにおける不動産業に関する法制度の変遷

1913年、事業用不動産の売却の受託業者の組合が結成されたのが、不動産業における同業者組合の始まりといわれている。

1921年には、フランス不動産業組合評議会CSAI（Chambre syndicale des agents immobiliers）が結成された。組合評議会は加盟業者の自主的な取組として業務倫理規程を制定した。

第一次大戦後、不動産分野の本格的な業界団体として、不動産取引の媒介業者からなるFNAIM（Fédération nationale de l'immobilier）、不動産管理業者からなるCNAB（Confédération nationale d'administrateurs de biens）が結成された。

フランスの不動産業に関する今日の法制度は、このような業界団体の会員が自主的に制定した業務倫理規程を出発点としており、今日でも、不動産業に関する法制の企画・立案には業界団体が深く関与しているのが特徴である。

以下に紹介するフランスの現行法が、不動産の売買・賃貸借の媒介及び不動産管理業務を対象とし、自己所有物件の売買・賃貸借にあては業として行われるものであっても法規制の対象としていないのも、上の沿革的理由によるものである。

一方、欧州連合の舞台では、欧州不動産業連盟FEI（Fédération européene de l'immobilier）のイニシアティブにより、欧州における不動産業のあるべき役割及び業務領域を定義する作業委員会が設けられ、フランスからはフランス産業規格協会FFN（Fédération française de normalisation）がその作業に参画している。

1958年12月16日政令58－1229号(注1)は、不動産業に関する最初の行政法規であり、不動産取引（売買・貸借）の媒介業務を対象としていた。この政令により、報酬の前払い、取引当事者の一方から相手方に支払われるべき金銭等の受領、その他いかなる名目によるものであっても、媒介業務が実質的に完結する

前に、媒介業者が依頼者又はその相手方から金銭等を受領することが禁止された。

1960年６月21日法律60－580号によって、不動産管理業が新たに規制の対象となった。これ以降、不動産取引の媒介業務及び不動産管理業務に対し、基本的に共通の法的規制の枠組みが適用されている。

法律60－580号(注２)の主要な内容は次の２点である。

① 依頼者との間で、書面による授権契約Mandat(注３)を締結することを義務付ける。

② 取引の当事者の一方から相手方に払い渡されるべき資金に関して、不動産業者によるその義務の履行を担保するための所定の保全措置が講じられた場合、媒介業務の実質的完結前であっても、媒介に係る取引の当時者の一方から金銭等を受領することを可能とする。

現行の1970年１月２日法律70－９号（本号で紹介）及び1972年７月20日政令72－678号（次号で紹介予定）は、法律60－580号を基本的に踏襲する内容となっている。法律70－９号及び政令72－678号の制定後の今日に至るまでに、不動産取引の媒介業務及び不動産管理業務に関し制定された主要な行政法規は次のとおりである。

1993年１月29日法律93－122号において、本来不動産取引の媒介業務として法律の規制を受けるべき業務であるにもかかわらず、自己所有物件の売買として法の規制の外で行う場合の法的テクニックとして用いられていた売買予約契約上の地位の譲渡につき、業として有償で行われる場合には、当該譲渡は私法上の効力を有しないと定めた。

2006年７月13日住宅政策法（法律2006－872号）による法律70－９号及び政令72－678号の改正

① 消費者たる依頼者を保護する観点から、不動産業者のために、相手方の発見・紹介、相手方との交渉等の業務を行う従業員の資格、権限を顧客に対し明確にする措置を講じた。

② 他方、規制緩和の観点から、自己の業務上の目的のために不動産の購入又は賃貸借を行う依頼者との間においては、媒介業務の実質的完結前の報酬受領に関する制限を緩和した。

第２部　1970年１月２日法律70－9号

不動産及び営業財産に関する特定の取引に係る業務の実施条件を定める1970年１月２日法律70－９号)(注４)

第一章　不動産取引の媒介及び管理に関する業務(注５)

第一条　この法律は、他人の所有に属する財産につき、次の各号に掲げる行為を、業として、自らの名において又は共同で行う自然人又は法人に適用する(注６)。

一　家具なし若しくは家具付の建物が建てられた土地又は建物が建てられていない土地の購入、売却、交換、貸借又は転貸借（季節を限って行う貸借、転貸借を含む。）

二　営業財産(注７)の購入、売却又は賃貸借(注８)

三　家畜（死畜を含む。）の譲渡(注９)

四　会社の株式又は出資持分であって、所有権又は賃借権に基づき、不動産を使用収益する権利を取得することとなるものの申込み、購入又は売却

五　不動産を会社資産として保有する会社の流通性がない出資持分の購入又は売却

六　不動産の管理

七　家具なし若しくは家具付の建物が建てられた土地又は建物が建てられていない土地の購入、売却、賃貸借又は転賃貸借に関する候補物件のリストの提供（ただし、新聞広告の掲載を除く。）

八　消費法典L121－60(注10)以下の規定の適用を受ける不動産のタイムシェアリング方式による利用権設定契約の締結

第一条の一(注11)　この法律において、期間を90日以下とし、更新がないこととする旨を定める賃貸借は、季節を限って行う賃貸借とみなす。

2　媒介を伴う不動産の賃貸借契約の締結に関する事項は、政令で定める。

第二条　この法律の規定は、次の各号に掲げる者には適用しない。

一　業に対する監督のあり方及び業を行おうとする者が業務上の債務履行確保のために講ずることを義務付けられている保全措置の内容を勘案して別に政令で定める業に従事する者

二　自ら所有（区分所有を含む。）する財産につき、業としてではなく、自らの名において又は共同で第一条各号に掲げる行為を行う者及びその配偶者

三　配偶者、自らが推定相続人である親、又は民法典第十章及び第十一章の適用をうける成人被後見人若しくは未成年者のために第一条各号に掲げる行為を行う者

四　建築居住法典Ｌ212－1に規定する利益配分を目的としない会社の法令上又は定款上の代表者で、当該会社の出資持分又は株式の最初の公開を行う者

五　1992年７月13日法律92－645号所定の免許を有する旅行代理業者で、第一条第八号の契約を締結する者

六　不動産の共同投資スキームの事業主体及びその持株会社。ただし、その資産の部に属する不動産を特別な授権を受けて管理する場合を除く。

第三条　第一条各号に掲げる行為を業として行おうとする者は、知事préfet(注12)から営業許可証の交付を受けなければならない。

2　知事は、営業許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、前項の営業許可証の交付をしてはならない。

一　業務を行うのに必要な能力を有すること(注13)

二　受領した資金、手形又は有価証券の返還債務を負うこととなった場合にその履行を担保するための保全措置が講じられていること

三　業務に関し民事上の責任を負うこととなった場合にそれを履行するための保険契約を締結していること

四　第二章に規定する欠格事由に該当しないこと

3　前項第二号の保全措置は、保険会社、信用機関又は金融法典Ｌ518－1に規定する預金供託金庫CDC（Caisse des Dépôt et Consignation）との間で、書面により締結される契約に基づくものでなければならない。

4　保全措置を講ずべき金額の算定方法は政令で定める。

5　知事は、営業許可を受けようとする法人が第二項第二号及び第三号の基準に適合し、かつ、法令上及び定款上の代表者が同項第一号及び第四号の基準に適合していると認めるときでなければ、当該法人に対して第一項の営業許可証の交付をしてはならない。

6　第一項の営業許可証の交付を受けた者（以下「不動産業者」という。）は、支所、営業所、事務所その他の営業拠点ごとに、営業

開始に先立ち、当該営業拠点の責任者の名で、その旨を届け出なければならない(注14)。この場合において、責任者は、第二項第一号及び第四号の基準に適合する者でなければならない。

第四条　不動産業者のために、依頼者の相手方の発見・紹介、相手方との交渉又は顧客と相手方との合意形成の業務を行う者は、政令で定めるところにより、その資格及び権限の範囲を明らかにしなければならない。この場合において、当該者は、第二章に規定する欠格事由を有しない者でなければならない。

2　前項の者が不動産業者の被用者でない場合には、商法典第一編第三章第四節(注15)の規定が適用される。その場合において、当該者は、第一条各号に掲げる業務に関し、物、金銭、手形又は有価証券を受領、保管又は処分することはできない。

3　第一項の者は、不動産業者の特別の授権がなければ、依頼者に対して法的な助言を与え又は私署証書acte sous seing privé(注16)を作成することができない。

4　2006年住宅政策法（2006年７月13日法律2006－872号）の施行の日においてすでに第一項の業務を行っている者は、当該施行の日から九月以内に代理商としての登録を受けなければならない。

第五条　不動産業者は、その名目、方法の如何を問わず、第一条各号に掲げる業務に関し、物、金銭、手形又は有価証券を受領又は保管する場合には、記録簿への記帳、受領証の交付その他の政令で定める事項及び当該業務に関し依頼者と締結した授権契約に定める事項を遵守しなければならない。

第六条　不動産業者は、第一条第一号から第六号までの各号に掲げる業務に関し依頼者と授権契約を締結する場合には、政令で定めるところにより、以下の事項を記載した書面により行わなければならない。

一　業務に関し受領、支払又は返還する物、金銭、手形又は有価証券に関する事項

二　契約終了時の清算に関する事項

三　報酬額の確定基準及び報酬支払義務を負う者に関する事項

1－1　民法典第1325条の規定(注17)は前項各号の場合に適用する。

1－2　第一条第一号から第六号までの各号に掲げる業務に関し、授権契約に係る業務が実質的に完結し、依頼者とその相手方との合意(注18)成立を確認する書面が作成された後でなければ、不動産業者の報酬及び業務に関して支出した調査、営業、広告、交渉等に要した費用に関する請求権は発生せず、不動産業者はそれらの名目でいかなる物、金銭、手形、有価証券をも受領又は要求してはならない。

1－3　前項の規定にかかわらず、授権契約が専任授権契約mandat exclusif(注19)である旨の規定又は違約金に関する規定若しくは不動産業者の媒介なしに取引を成立させたときにも報酬請求権が発生する旨の規定を含む場合には、政令で定めるところにより、それらの規定の適用があるものとする。

1－4　依頼者自身の業務上の目的のために授権契約が締結された場合においては、第一項の二の規定にかかわらず、授権契約に係る業務が実質的に完結し、依頼者とその相手方との合意成立を確認する書面が作成される前であっても、政令で定めるところにより、同項の報酬又は費用の全部又は一部を請求することができる。

2　不動産業者は、第一条第七号に掲げる業務に関し依頼者と授権契約を締結する場合においても、書面により行わなければならない。契約書においては、依頼者が探して

いる物件の特徴、不動産業者が依頼者に提供すべき物件リストの仕様及び報酬に関する事項を明らかにし、民法典第1325条に定めるところにより作成されたその原本を依頼者に交付しなければならない。

２－２　第一条第七号に掲げる業務に関し、授権契約において候補物件のリストの提供が一回限りとされている場合と複数回とされている場合とを問わず、不動産業者が候補物件のリストの提供を終えるまでは、不動産業者のいかなる名目の請求権も発生しない。

第七条　第一条各号に掲げる業務に関する授権契約で、期間の定めのないものは無効とする。

第八条　法律92－645号所定の免許を有する旅行代理業者が旅行代理業務の付帯業務として家具付の建物について季節を限った貸借の媒介を行う場合においては、第三条第一項に規定する営業許可証の交付を受けることを要しない。

２　前項の場合において、旅行代理業者は、第三条第二項第二号に規定する保全措置を講じ、かつ、同項第三号に規定する保険契約を締結しなければならない。

３　前二項に定めるものの他、旅行代理業者が行う第一項の業務については、この法律及びこの法律を実施するための命令の適用があるものとする。

第二章　業務欠格事由

第九条　何人も、次に掲げる処分の確定の日から十年を経過するまでの間、第一条各号に掲げる行為を、業として、自らの名において又は共同で行うことができない。

一　刑法典所定の重罪(注20)による有罪判決

二　次に掲げる罪による拘禁emprisonnement(注21)三年以上の実刑判決

⑴　刑法典第三編第一章に規定する罪（窃盗罪、強盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪）又は特別法に基づく罪で、刑法典の詐欺罪・横領罪に係る刑に相当する刑が課される罪

⑵　盗品譲受けの罪又は刑法典第三編第二章（第一章に規定するもの以外の財産罪）に規定する罪

⑶　マネーローンダリングの罪

⑷　贈収賄又は職務上横領の罪

⑸　公的機関が発行する有価証券又は公の印章若しくは署名の偽造又は変造の罪

⑹　犯罪組織への加入の罪

⑺　麻薬取引の罪

⑻　売春斡旋の罪又は刑法典第二編第二章第五節第二款若しくは第二款の二に規定する罪

⑼　刑法典第二編第二章第五節第三款（労働における搾取）に規定する罪

⑽　商法典第二編第四章に規定する商事会社に関する法律違反の罪

⑾　商人による支払停止の罪

⑿　暴利による貸付けの罪

⒀　富くじの禁止に関する1836年５月21日法、カジノに関する1907年６月15日法又は射倖行為に関する1983年７月12日法律83－628号に違反の罪

⒁　外国為替管理に関する法令違反の罪

⒂　脱税

⒃　建築居住法典L111－34（建築物、工作物の主要構造部又は主要設備に係る売主又は請負人の民法典第1792条所定の10年間の瑕疵担保責任履行確保のための保険契約締結義務）等（後略）に違反の罪

⒄　消費法典L115－16（原産地名称統制の適用を受ける商品について、虚偽の原産地名を表示する行為の禁止）等（後略）に違反の罪

⒅　金融法典L353－2（所定の免許等を受け

ずに、受信又は与信を業として行う行為の禁止）に違反の罪

⑲　労働法典L324－9（商業登録制度又は手工業登録制度の適用を受けるべき事業所でありながら、その登録を受けていない事業所において労働させる行為の禁止）等（後略）に違反の罪

⑳　刑法典第三編第二章第三節に規定する情報処理システムを侵害する罪

㉑　刑法典第二編第二章第五節第一款（門地、人種、性別、性向、信条、家族関係、社会的身分等による差別の禁止）に規定する罪

三　公官署又は裁判所付属吏の職からの解任

第十条　次の各号のいずれかに該当する者は前条所定の業務欠格者とみなす。

a　失権宣告を受けた個人又は商法典第六編（経営困難に陥った企業に関する措置）に規定する営業禁止宣告を受けた法人

b　会社更生手続における裁判所選任の管理人又は会社清算手続における裁判所選人の清算人であった者で、商法典L811－12又はL812－9所定の名簿から抹消された者

c　地位が法令で定められ又は有資格者による職名使用の独占が認められている自由職業に従事していた者で、六月以上の期間の業務停止処分を受けた者

第十一条　第九条第一号又は第二号に掲げる罪に相当する罪により外国で有罪判決が確定した者については、その者の住所が所在する区域を管轄する軽罪裁判所tribunal correctionnel(注22)が、検察官の請求に基づき、当該判決の合法性及び適正性を確認し、当事者を評議部に召喚した上で、同条所定の欠格者とみなす旨を決定するものとする。

2　第一条各号に掲げる業務につき外国で業務禁止処分を受け、復権を得ていない者であって、その者の住所が所在する区域を管轄する大審裁判所tribunal de grande instance(注23)により、検察官の請求に基づき、当該処分がフランスでも効力を有する旨の決定がなされた者は、第九条所定の業務欠格者とみなす。

第十二条　第九条所定の業務欠格者は、第三者の名義で若しくは自らが運営していた団体若しくは自らが経営若しくは代表をしていた会社の業務に従事して第一条各号に掲げる行為をし、又は、当該行為を行う法人を運営してはならない。

2　第九条所定の業務欠格者は、欠格者となる前に経営していた企業を買収した者、管理する者又は当該企業の営業財産を賃貸借している者の業務に従事してはならない。

第十三条　不動産業者又は不動産業者のために第四条第一項の業務を行う者が第九条所定の業務欠格者となった場合には、当該判決、処分又は宣言が確定し、本人に通知された日から起算して一月以内に、第一条各号に掲げる業務又は第四条の業務を中止しなければならない。

2　前項の猶予期間は、同項の判決、処分又は決定をした裁判所が短縮又は撤廃することができる。

3　第一項の判決、処分又は宣言をした裁判所は、決定により、第九条に定める十年の業務禁止期間を短縮することができる。ただし、刑法典Ｌ132－21第二項の規定(注24)の適用を妨げない。

第三章　罰則

第十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁又は7500ユーロ以下の罰金に処する。

一　第三条に規定する営業許可証の交付を

受けずに、又は、権限を有する行政機関により営業許可証の返還を命ぜられて返還した後に若しくは返還を命ぜられたにもかかわらず返還せずに、第一条各号に掲げる行為を、業として、自らの名において又は共同で行った者

二　第三条第六項に規定する届出をしなかった同項の営業拠点の責任者

三　第三条第二項第一号及び第四号の基準を満たさないにもかかわらず、第一条各号に掲げる行為を、業として、自らの名において又は共同で行う法人の法令上又は定款上の代表者となった者

2　第四条の規定に違反して、不動産業者のために同条の業務に従事した者は前項の刑に処する。

第十五条　刑法典Ｌ313－2の罪（詐欺の罪）は、第九条から第十二条までの規定に違反して第一条各号に掲げる行為を業として行い、又は、又は行おうとした者に適用する。

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁又は30,000ユーロ以下の罰金に処する。

一　その名目、態様を問わず、第三条の規定に違反して、又は、第五条に規定する記録簿への記帳若しくは受領証の交付をせずに、物、金銭、手形又は有価証券を受領又は要求した者

二　第六条の規定に違反して、物、金銭、手形又は有価証券を受領又は要求した者

第十七条　銀行取引又は会計関係書類、授権契約書等の文書の提出を権限ある公務員から命ぜられたにもかかわらずこれを拒否し、当該公務員の職務の執行を妨害した者は、六月以下の拘禁又は7500ユーロ以下の罰金に処する。

第十八条　法人の代表者又は法人のために業に従事する者が前四条の規定に違反した場合には、刑法典Ｌ121－2（法人に対する一般的な両罰規定）に定めるところにより、当該法人に対しても次の各号に掲げる刑を科する。

2　法人に科する刑は次に掲げるところによる。

一　刑法典Ｌ131－38（法人に対して、同じ罪につき自然人に課する罰金刑の最高限度額の４倍を最高限度額とする罰金刑を科することができる旨を定める）所定の罰金刑

二　刑法典Ｌ131－39（法人の解散、一定期間の業務禁止、法人を司法監督下に置く措置等を定める）所定の刑

3　前項第二号に基づく業務禁止措置は、当該法人の業務のうち、前四条の規定に違反する行為を伴う業務又はその行為に関連する業務を対象とする。

第四章　雑則

第十九条　この法律を施行するため必要な事項は、コンセイユ＝デタConseil d'Etat(注25)への諮問を経た政令で定める。

第二十条　2005年12月31日までに第三条の営業許可証の交付を受けた自然人又は法人の法令上若しくは定款上の代表者は、2006年１月１月以降、同条第二項第一号の能力を有するものとみなす(注26)。

注１）フランスでは、憲法第34条に列挙する事項（租税、罪刑、国民の政治的自由の制限、国防義務等）以外の事項は任意的法律事項であり、法律の委任がなくても政令で必要な定めをすることができる。

注２）フランスでは、法令の引用は日付及び制定順番号により行うことが一般的である。この場合は1960年６月21日法律60―580号となるが、本稿では簡便のため法律60―580号のように表すこととする。

注３）mandatとは、「ある者が、その者のために、その者の名において何事かを行う権限を他の者に付与する行為」（民法典第1984条）であり、通常は「委任」と訳されるが、依頼者からmandatを受けて、そのmandatの範囲内で不動産業者が業務を行うこの法律の基本的しくみに即して、「授権契約」の訳語を用いることとする。

注４）この法律の所管は司法省、内務省及び経済財政産業省。

注５）「不動産業者」の定義、営業許可制、営業許可の基準、不動産業者と依頼者との授権契約に定めるべき事項、報酬受領時期の制限等に関する事項を定める。

注６）第一号の業務は我が国の宅建業法が適用される宅地又は建物の売買又は賃貸借の媒介業務に相当する。第二号は、営業譲渡又は営業権のリースを媒介する業務である。我が国ではそれらに伴い不動産の売買又は賃貸借の媒介をする場合に宅建業法が適用される。第四号、第五号は不動産関連の株式又は出資持分に関する取引の媒介業務、第六号は不動産管理（マンション管理を含む。）業務、第七号は、依頼者の希望条件に合致する物件リストを提供することにより、契約の成立如何によらず報酬を受領する業務、第八号は我が国でもリゾートマンション等について行われている業務である。第三号以降の業務は基本的には我が国の宅建業法の適用除外である。また、我が国の宅建業法の適用がある自己物件の売買業務についてはフランスのこの法律は適用されない。

注７）有体要素（土地、資材、器具、商品等）及び無体要素（商号、特許、商標、賃借権、顧客等）から構成される営業活動のための法的統一資産。

注８）営業財産賃貸借location-gérance de fonds de commerceは、営業財産を一定期間について受託された代理経営者が、財産所有者に定期的使用料を支払い、損益一切について責任を負う契約。

注９）フランス民法では「用途による不動産」immeuble par destinationの概念があり、例えば農業経営に必要な施設・器具、鳩小屋の鳩、巣箱の鉢、池の魚がそれに含まれる。

注10）フランスの法典Codeは、ある分野の法令を体系的に整序したものである。法典中の条文番号は、民法典のように法典を通じて一連の通し番号が付されているものと、消費法典のように法律の部、命令の部ごとに編、章、節を示す番号及び節ごとの通し番号を付しているものがあり、多くの法典は後者の方式を採用している。たとえば、L 121―60とあるのは、法律の部第一編第二章第一節の第60条の意味であり、R 213―5とあるのは、命令の部第二編第一章第三節の第５条の意味である。

注11）我が国では法令番号の枝番号は第一条の二のように二から付けるが、フランスでは枝番号を一から付けていく。なお、我が国と異なり、条articleの直下位の区分である項alinéaにも枝番号を付する付けることができる。たとえば、第１項に続いて1―1、1―2と項が続くことがある。

注12）県ごとに大統領により任命され、国の各省の地方出先機関の長の役割及び我が国の県警本部長の役割を兼ねる。なお、地方自治体としての県の執行機関は、県議会議長président de conseil départementalであり、我が国のように住民の直接選挙で選ばれる首長は存在しない。

注13）①バカロレア（フランスの全国統一大学入学資格試験）資格取得後、３年以上の履修期間を有する社会科学系又は理工学系の教育課程の修了、②バカロレア資格取得後３年以上の実務経験、③10年以上（管理的職務にあっては４年以上）の実務経験　のいずれかが必要とされている。

注14）届出は県庁（パリ市にあってはパリ警視庁）に対して行う。

注15）代理商に関する規定。我が国の商法第一編第七章の代理商に関する規定に概ね相当する。

注16）公証人や公署官の関与なしに当事者が作成する証書。不動産登記手続の際の登記原因証明力はない。

注17）私署証書による契約書は、利害関係を異にする当事者数に等しい数の正本作成を効力発生要件とする旨の規定。

注18）第六号の業務にあっては、不動産業者と顧客との合意。

注19）契約所定の期間内においては、当事者は授権契約を一方的に解除することができず、依頼者は、授権契約の目的である不動産につき、受任者である不動産業者を通さずに交渉をすることができない。

注20）フランスでは、罪は重い順に重罪（crime）、軽罪（délit）、違警罪（contravention）に分類される。財産罪の多くは軽罪に分類される。

注21）軽罪の有罪判決を受けた者を対象とする。

注22）軽罪に係る刑事第一審裁判所

注23）民事第一審普通裁判所

注24）刑事上の有罪判決の確定に伴う民事上・行政上の制裁措置の適用期間を短縮する旨の決定は、当該有罪判決をした裁判所が刑事訴訟法典の定めるところにより行う。

注25）フランスでは裁判所が司法裁判所と行政裁判所の２系統に分かれており、コンセイユ・デタは行政裁判所系統の最上級裁判所であるとともに、我が国の内閣法制局の役割を担っている。

注26）2005年10月21日政令2005－1315号により、営業許可証の交付を受けるのに必要な学歴及び実務経験に係る能力要件が厳格化されたことに伴う経過措置。2005年12月31日時点で有効な営業許可証を所持している者が2006年１月１日以降に営業許可証の更新を受けようとする際にこの経過措置が適用される。